

| 受 理 番 号 | 件 名 |
|---------|-------------------------|
| 陳情第12号 | 請願・陳情者の意見陳述を認めることを求める陳情 |
| 付託委員会 | 議会運営委員会 |

(要旨)

市民の声を市政に反映する方法として請願と陳情がありますが、調布市議会においては、請願・陳情者がみずから議会において請願・陳情の説明を行うことができません。市民が議会で、目的・内容・背景・期待される効果等を口頭で説明することは市民の権利であり、議会が適切な処理を行う上でも大変重要です。

2010年8月31日付の調布市議会議長あての「調布市議会の委員会における陳情審査の改善を求める要望書」で指摘・要望したように、委員会審査においては、委員と調布市職員（以下「職員」という。）との質疑応答が主であるため、十分な情報を持たない職員と議員だけの審査には、事実誤認を含め、限界があり、審議結果にも悪影響を及ぼす可能性を否定できません。このことを補い、適切な判断をするために、請願・陳情者がみずから請願・陳情の説明を行うことは重要です。

請願・陳情の委員会審査において、請願・陳情者が希望する場合は、請願・陳情の意見陳述ないしは意見聴取を認めることを求めます。

以上について陳情いたします。